



草加市監査委員告示第2号

監査の結果に関する報告について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した定例監査の結果に関する報告を同条第9項及び第10項並びに草加市監査基準（令和2年監査告示第4号）第17条の規定により、次のとおり公表する。

令和7年3月25日

草加市監査委員 中 村 幸 彦

草加市監査委員 齊 藤 雄 二

# 令和6年度定例監査 結果報告

草加市監査基準（令和2年監査告示第4号）に準拠した定例監査を実施しましたので、次のとおり報告します。

## 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定例監査

## 2 監査対象部局

総合政策部、市民生活部、建設部

## 3 監査対象事務

令和5年度及び令和6年度に執行された財務に関する事務とし、必要と認める場合は、令和4年度以前についても監査の対象としました。

なお、令和6年度については、原則として9月30日までに執行されたものとしました。

## 4 監査期間

令和6年7月16日（火）から令和7年2月18日（火）まで（講評を含む。）

## 5 監査の着眼点

「財務事務監査の着眼点」のとおり

## 6 監査の実施内容

草加市監査基準第10条の規定に基づき、監査対象の事務事業が、関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかを、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等、通常実施すべき監査手続により実施しました。

## 7 監査結果

### (1) 総合政策部

総合政策部には、総合政策課、財政課、資産活用課、情報推進課、人権共生課、公共建築課が置かれ、6課の体制となっています。

令和5年度の職員体制及び歳出決算額については、次の表のとおりです。

○職員数（令和6年3月1日時点）※水道事業・病院事業を除く

部局	人数
総合政策部	68人
その他の部局	1,249人
全体	1,317人

○歳出決算額（一般会計）

部局	金額
総合政策部	10,216,693,990円
その他の部局	78,675,422,961円
全体	88,892,116,951円

総合政策部は、市の中核的な役割を担い、市政全般を牽引する組織であると捉えています。

総合政策課においては、市の基本的な構想及び総合的な計画の策定のほか、広域行政に関することや、地域経営を推進するための情報収集、調査及び分析に関する事務、地域の活性化に資する公民連携の推進事業などを担っています。

財政課においては、財政計画の立案・調整及び予算編成のほか、地方債や地方交付税に関する事務、寄附（現金）の受入れ、ふるさと納税基金に関する事務などを担っています。

資産活用課においては、市有財産（道路、水路等を除く）の統括管理及び損害保険のほか、本庁舎の管理及び取締り、職員住宅及び教職員住宅の入退去及び管理、公共施設マネジメントの推進及び調整に関する事務、公用車の管理などを担っています。

情報推進課においては、情報化に係る総合的な企画、推進及び調整のほか、情報セキュリティ対策、行政情報ネットワークの整備に関する事務などを担っています。

人権共生課においては、人権教育・啓発の推進に関する総合的な企画及び調整のほか、男女共同参画推進に関する総合的な企画及び調整、外国籍市民の人権推進や平和都市宣言に係る趣旨の普及に関する事務などを担っています。

公共建築課においては、公共建築物の建築計画及び修繕計画の調整のほか、公共建築物の建築及び建築設備工事の設計及び監督に関する事務などを担っています。

令和5年度及び令和6年度に執行された財務に関する事務について監査を実施したところ、概ね適正に執行されていると認められました。

しかし、次のとおり一部適正を欠くものが見受けられましたので、適切な措置を講じてください。

#### **指摘事項**

##### ① 決裁区分について【公共建築課】

決裁区分について、草加市事務決裁規則の規定と相違しているものが見受けられました。

決裁区分は、その内容や金額により管理監督職の職層ごとに決裁権限が与えられ、市長に代わって決裁を行う重要なものであることから、草加市事務決裁規則を十分理解し、適正かつ正確な事務処理を行ってください。

##### ② 起案文書における特命理由の記載について【資産活用課】

一業者選定契約の起案文書において、特命とする理由が不明瞭なものが見受けられました。

特命契約は随意契約の特例的な措置として、特定の業者でなければ契約の履行が確保できない場合に限り認められるものですので、決裁行為は慎重に行ってください。

##### ③ 日付の整合性について【情報推進課】

契約行為に係る事務手続において、見積書の提出期限を超過したもので契約締結をしていると誤解されかねないものが見受けられました。

日付の整合性を確保することは、適正な手順を経て事務手続を行ったことを示す重要な根拠となりますので、時系列に照らし合わせ、不整合のないよう正確に事務処理を行ってください。

## (2) 市民生活部

市民生活部には、交通対策課、環境課、廃棄物資源課、市民課、くらし安全課が置かれ、5課の体制となっています。

令和5年度の職員体制及び歳出決算額については、次の表のとおりです。

○職員数（令和6年3月1日時点）※水道事業・病院事業を除く

部局	人数
市民生活部	115人
その他の部局	1,202人
全 体	1,317人

○歳出決算額（一般会計）

部局	金額
市民生活部	3,159,337,701円
その他の部局	85,732,779,250円
全 体	88,892,116,951円

市民生活部は、市民生活に直結する事業を多方面から広く展開している組織です。

交通対策課においては、地域の総合的な交通体系施策をはじめ、バス路線や都市照明施設に関すること、交通安全対策の企画及び推進、交通安全団体や交通指導員に関すること、自転車の放置防止、駐輪場の管理運営に係る事務などを行っています。

環境課においては、環境政策の総合的な企画、立案等をはじめ、公害防止に係る調査及び指導、河川等の水質調査、公害関係法令に基づく規制や放射線対策の総合調整に関する事務などを行っています。

廃棄物資源課においては、一般廃棄物の減量及びリサイクルに関する取組をはじめ、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・し尿・浄化槽汚泥の収集計画や収集運搬、不法投棄の対策、リサイクルセンターの運営に関する事務などを行っています。

市民課については、住民基本台帳や戸籍に関することをはじめ、市民生活に必要な各種届出の受理や証明書類の発行、マイナンバーカードの交付に関する事務などを行っています。また、谷塚サービスセンター、松原サービスセンター、新田サービスセンターにおいて窓口業務を行っています。

くらし安全課においては、防犯、暴力排除、犬の登録及び狂犬病予防、害虫駆除、動物死体処理、猫その他の小動物に関すること、路上喫煙の防止、消費生活センター、消費生

活相談に関する事務を行っています。また、所管する勤労福祉会館では、労働相談に関すること、内職相談、雇用対策、計量法の規定による定期検査等に関する事務などを行っています。

令和5年度及び令和6年度に執行された財務に関する事務について監査を実施したところ、概ね適正に執行されていると認められました。

しかし、次のとおり一部適正を欠くものが見受けられましたので、適切な措置を講じてください。

#### **指摘事項**

決裁区分について【廃棄物資源課】

決裁区分について、草加市事務決裁規則の規定と相違しているものが見受けられました。

決裁区分は、その内容や金額により管理監督職の職層ごとに決裁権限が与えられ、市長に代わって決裁を行う重要なものであることから、草加市事務決裁規則を十分理解し、適正かつ正確な事務処理を行ってください。

### (3) 建設部

建設部には、建設管理課、河川課、道路整備課、維持補修課が置かれ、4課の体制となっています。

令和5年度の職員体制及び歳出決算額については、次の表のとおりです。

○職員数（令和6年3月1日時点）※水道事業・病院事業を除く

部局	人数
建設部	59人
その他の部局	1,258人
全 体	1,317人

○歳出決算額（一般会計）

部局	金額
建設部	4,667,978,594円
その他の部局	84,224,138,357円
全 体	88,892,116,951円

建設部は、道路や河川などの都市基盤の整備を通し、主にハード面でサービスを提供する組織であると捉えています。

建設管理課においては、道水路等の行政財産と隣接地の境界確認のほか、生活道路確保のための後退用地の受納、水防体制の整備、市道の廃止及び認定に関する事務などを行っています。

河川課においては、排水路及び排水施設の整備のほか、公共下水道雨水事業認可区域における管渠の整備に関する事務などを行っています。

道路整備課においては、都市計画街路や生活道路の整備のほか、橋りょうの補修や耐震化、草加駅東口駅前広場の再整備に関する事務などを行っています。

維持補修課においては、道路・水路に係る修繕や清掃のほか、道路等の占用許可に関する事務などを行っています。

令和5年度及び令和6年度に執行された財務に関する事務について監査を実施したところ、概ね適正に執行されていると認められました。

しかし、次のとおり一部適正を欠くものが見受けられましたので、適切な措置を講じてください。

## 指摘事項

契約行為に係る事務手続について【河川課、道路整備課、維持補修課】

契約行為に係る事務手続において、見積書提出日が判別できないもの、見積書提出期限を超過した見積書で契約締結等をしているものが見受けられました。

市が行う契約行為は、競争性及び透明性等を確保することが大原則であり、契約に係る法令等を遵守することはもとより、市民への説明責任を果たすため、適正かつ正確な事務処理を行ってください。

## 8 意見

### (1) 総合政策部

総合政策部は、市の様々な施策や方針のかじ取りをする組織として中核的な役割を担い、市の基本構想及び基本計画の策定のほか、地域経営の推進、財政運営、情報化の推進、男女共同参画の推進及び公共施設的设计・監理の事業を所管しています。

近年社会情勢の急激な変化や市民ニーズの多様化などから、従来の行財政運営のやり方では持続可能な運営をしていくことが困難となっていることから、自治体DXや広域行政・官民連携の推進等、将来を見据えた事業展開が求められています。

今回の監査では、前回（令和2年度）の監査で誤りのあった事務手続については見直しが行われており、また契約金額が多額の案件では、事務手続の流れが明確となるような参考資料が決裁文書に添付されているなど、事務ミス防止の姿勢が見られ、事務手続の向上に取り組まれていることが確認できました。一方で、不適正な決裁区分での専決、特命理由に係る記載不備、日付の不整合、契約行為に係る事務手続の不備など、一部適正を欠くものが見受けられました。

適正な事務の執行は、業務の質や行政に対する信頼性の向上につながりますので、事務手順及び根拠法令等の確認を徹底し、市民への説明責任が果たせるよう適正かつ正確な事務処理に努めてください。

近年の物価高騰、少子高齢化や人口減少社会の進展、激甚化する自然災害など、本市を取り巻く環境は厳しさを増しており、老朽化する公共施設の修繕をはじめ、想定される財源需要が多くあることから、限られた財源の中でいかに効率良く行政課題を解決していくかが重要となります。今後も講じた施策について、市民ニーズや社会情勢の変化を的確に捉え、「だれもが幸せなまち 草加」を目指し、持続可能な行財政運営を確立し、市民サービスの向上を図られることを強く望みます。

## (2) 市民生活部

市民生活部は、市民の暮らしと密接に関わる事業を推進し、生活を続けることで見えてくる様々な課題に対する施策に取り組んでいます。このように地域住民の日々の生活に根差した分野の業務を中心に取扱っており、課題や要望等の意見が多く寄せられることから、市民が当事者意識を持ちやすく、実施した事業の成果が目に残りやすいという特徴があります。そのような中、市民の意見を聞きながら職員がやりがいを持って、積極的に業務を遂行している様子が見えられました。

また、今回の監査において、前回（令和2年度）の監査で誤りのあった事務手続については見直しがなされており、適正な事務手続に対する組織や職員の意識向上が図られていると感じられました。一方で、不適正な決裁区分での専決、決裁行為を実施していないもの、補助金交付要綱に補助対象経費の規定がなく、不必要な経費に対しても補助金を交付できてしまう恐れがあるものなど、一部、通常業務では気づきにくい部分において、不適正な事務手続が見受けられました。

適正な事務の執行は、業務の質や行政に対する信頼性の向上につながりますので、事務手順及び根拠法令等の確認を徹底し、市民への説明責任が果たせるよう適正かつ正確な事務処理に努めてください。

急速な少子高齢化、頻発する自然災害、様々なウイルス感染症の流行やデジタル技術の推進を契機とした生活様式の変化など、急激に変化する社会の中でも、市民ニーズを的確にとらえ、暮らしの声に迅速に応える組織として引き続きご尽力いただくようお願いいたします。また、窓口での対応はそのまま行政のイメージに直結することから、時にはカウンターの外側から窓口対応を見つめ直すなど、市民目線に立った窓口サービスの向上に努められることを期待します。

### (3) 建設部

本市では、現在まちとして成熟期を迎え、新たな設備投資は以前と比べ減少する一方、激甚化・頻発化する台風やゲリラ豪雨、近い将来発生する恐れのある首都直下地震などへ対応していくため、排水施設の更新や水防体制の強化、橋りょうの耐震化など、建設部が中心となって実施しています。

また市民生活に直結する道路等において、職員によるパトロールや市民からの情報提供により、日々膨大な件数の工事・修繕が実施され、適正な維持・管理が図られています。

今回の監査では、契約行為に係る事務手続の不備、申請書・報告書等の様式不備、日付の不整合、一業者選定契約に係る記載不備においては、一部適正を欠く内容のものが見られたものの、建設部特有の環境に応じた内部規定やチェックリストが整備されており、継続的に更新することで形骸化を防ぎながら着実に運用しているなど、一定の内部統制が機能していることが確認できました。適正な事務の執行は、業務の質や行政に対する信頼性の向上につながりますので、監査の結果や検討事項の提言を踏まえ、更なる改善に努めてください。

道路や河川などの整備や維持管理は、市民が安心して暮らすために欠かすことのできないものです。資材の高騰や働き方改革に伴う労働環境の改善への対応など、建設業界を取り巻く環境は厳しさを増していますが、限られた財源を有効活用し、市民生活の安全性や利便性を高めるため、長期的視点に立った持続的なまちづくりが実現されることを望みます。